

答申第1号（旧長浜市個人情報保護審査会諮問第4号）

答 申

審査請求人 ○○○○
○○ ○○

実施機関 長浜市長

第1 審査会の結論

長浜市が、「長浜市個人情報保護審査会における口頭意見陳述に係る音声データ」の全部を不開示とした個人情報不開示決定は妥当であり、審査請求人が行った審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人が、長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号。令和5年4月1日廃止。以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定により、令和4年9月22日付けで、令和4年7月29日開催の令和4年度第2回長浜市個人情報保護審査会（以下「令和4年度審査会」という。）において実施した審査請求人の口頭意見陳述（以下「本件口頭意見陳述」という。）に係る音声データ（以下「本件音声データ」という。）の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、長浜市長（以下「実施機関」という。）が、旧条例第18条第1項の規定により、令和4年10月6日付け長総第143号で個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことについて、その取消し及び本件音声データの開示を求めたものである。

第3 審査請求人の本件処分に対する主張

審査請求人は、審査請求書において概ね次のように主張している。

- (1) 本件音声データは、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書であるから、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）第9条の規定により別に定める分類コードに基づき分類され、同規程38条及び別表の規定により異議の申立て等に関するものとして10年保存されているはずである。
- (2) 保存されている本件音声データの開示を求める。

第4 実施機関の弁明

実施機関は、次のように弁明している。

本件音声データは、令和4年度審査会の会議要点録の作成において補助的な資料と

するために作成した電磁的記録であって、当該会議要点録の作成後にその目的を達成したことから削除したものであり、不存在である。

第5 審査請求人の意見書及び物件提出要求申立書における主張

1 意見書の要旨

- (1) 令和4年10月12日付けの裁決書（行政不服審査手続において審理員が実施した口頭意見陳述に係る音声データ不開示に対する審査請求の棄却裁決。以下「令和4年裁決書」という。）では、音声データは公文書に該当しないとしているが、弁明書では公文書に該当するとしており、矛盾している
- (2) 令和4年裁決書では、音声データの統一的な管理方法が明確には定められていないとしているが、弁明書では長浜市文書管理規程を引用しており、矛盾している。
- (3) 最高裁判決では、議事録作成のための基礎となる資料としているが、弁明書では長浜市文書管理規程第46条第2項第4号の特に軽易な文書としており、誤っている。

2 物件提出要求申立書の要旨

公文書の適切な管理を確認するため、長浜市文書管理規程第8条の規定により本件音声データを管理していたことが分かる帳票の提出を求める。

第6 実施機関からの聴取

審査会は、旧条例第38条第4項の規定により、審査請求人の意見書及び物件提出要求申立書の内容に関して、実施機関からの聴取を行った。

1 意見書に対する見解

- (1) 令和4年裁決書は、「口頭意見陳述記録の作成後は、本件文書（音声データ）は公文書に該当しない」としている。弁明書は、収集から目的を達成し削除されるまでの音声データが公文書であるとの趣旨であるため、矛盾していない。
- (2) 弁明書では、長浜市文書管理規程第46条第2項が「主管課長が1年間保存する必要がないと認めたものは、(中略)一定期間経過後、主管課において廃棄する」と定めていることを説明しており、各所属の個別判断となることを示しているため、矛盾していない。
- (3) 音声データが、「議事録作成のための基礎となる資料としての性格」を有しなくなれば、主管課長が特に軽易な文書と判断することに誤りがあるとはいえない。

2 物件提出要求申立書に対する回答

審査請求人が求める帳票は作成しておらず、存在しない。

第7 審査会の判断

1 本件音声データについて

- (1) 本件音声データは、令和4年度審査会の会議要点録の作成のために、本件口頭意見陳述における審査請求人及び令和4年度審査会出席委員の発言を記録したものである。
- (2) 令和4年度審査会の会議要点録は、令和4年8月4日に長浜市個人情報保護審査

会事務局である総務課において専決者による決裁を受け、作成されている。

(3) 本件音声データは、実施機関によれば、令和4年度審査会の会議要点録作成後に速やかに削除したとのことである。

2 本件音声データの公文書該当性について

(1) 旧条例第2条第6号で引用する情報公開条例第2条第2号は、「公文書」の定義について、「実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（中略）であって、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。」と定めている。

(2) このうち、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であると解され、本件音声データは公文書の要件に該当する。

(3) また、「実施機関が組織的に用いるものとして管理しているもの」とは、実施機関が業務において利用する目的で保存しているものと解され、本件音声データは、令和4年度審査会の会議要点録を作成する前においては、令和4年度審査会の内容を確認するための資料であるから、公文書の要件に該当すると考えられる。

(4) もっとも、令和4年度審査会の会議要点録を作成した後においては、本件音声データは当初の使用目的を達成しており、「実施機関が組織的に用いるものとして管理しているもの」とはいえない。

(5) したがって、令和4年度審査会の会議要点録を作成した後において、本件音声データは、情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当せず、長浜市文書管理規程第38条及び別表の対象とはいえない。

3 本件音声データの削除について

(1) 本件音声データは、実施機関において令和4年度審査会の会議要点録作成のための補助的なものとして使用したのであるから、当該会議要点録を作成した後においては、実施機関の判断により削除又は保管をしているものである。

(2) なお、音声データについては、原則として個人情報に該当するため、旧条例第11条第3項本文の「実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」という規定に基づき、実施機関において、使用目的を達成し不要になった場合や事実確認のため利用する可能性がない場合は削除するよう周知している。

(3) 本件音声データは、令和4年度審査会の会議要点録作成をもって使用目的を終えており、本件開示請求のあった令和4年9月22日時点において存在していなかったとしても、不合理な点はない。なお、弁明書では、利用目的を終えた本件音声データを特に輕易な文書として削除した旨が記載されており、当審査会の要点録作成後の音声データは公文書でないという判断と異なるが、削除の合理性を認める当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

本件音声データは、本件開示請求時において実施機関が令和4年度審査会の会議要点録の作成を終えていたことから、旧条例第2条第6号の公文書であるとはいえない。また、公文書でないのであるから、実施機関が本件音声データを削除していたことにも、その取扱いに不合理な点はなく、本件音声データの削除済みによる不存在を理由として不開示とした本件処分は、妥当である。

第8 その他

当審査会は、審査請求人の希望により口頭意見陳述の開催を計画していたが、同人の体調不良等があり、日程を調整することができなかった。本件審査請求は、審査請求書が提出された令和5年1月4日から1年の経過が近づいたことにより、適正な審査手続の進行のため、審査請求人に口頭意見陳述の日を通知した上で、なお返答及び出席がなかったことから答申の作成を進めたものである。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

日 時	内 容
令和5年1月17日	・ 実施機関からの諮問及び弁明書の提出
令和5年2月13日	・ 審査請求人から意見書及び物件提出要求申立書の提出
令和5年3月10日	・ 審議及び実施機関からの聴取
令和5年12月21日	・ 審議
令和6年1月22日	・ 答申

令和6年1月22日

長浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 南 川 諦 弘